明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件の一部を改正する告示（**文部科学**六）　一

○厚生年金基金令第三十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める月を定める件（**厚生労働**一一）　二

○厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法の一部を改正する件（**同**一二）　三

○中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額の一部を改正する件（**同**一三）　三

〔**官庁報告**〕

国家試験

平成二十二年度弁理士試験の施行（工業所有権審議会）　三

平成二十二年度一級建設機械施工技術検定・二級建設機械施工技術検定の学科試験及び実地試験の実施について（国土交通省）　三

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所　公示催告、破産、免責、再生関係　三

特殊法人等　独立行政法人科学技術振興機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、独立行政法人都市再生機構、土地家屋調査士名簿登録等、平成二十一年度マンション管理士試験合格者、日本弁護士連合会懲戒の処分・公示送達関係　三

地方公共団体　教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六

会社その他　八〇

会社決算公告　八三

告示

○文部科学省告示第六号

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年文部科学省環境省令第一号）第二条第十三号、第三条の表第一号から第四号まで、第五条第一号ロ及び別表第一第一号への規定に基づき、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年一月十五日

文部科学大臣　川端　達夫

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件の一部を改正する告示

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件（平成十六年文部科学省告示第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第1条関係）

区分	名称	宿主及びベクターの組合せ
1　B1	(1)　EK1	*Escherichia coli* K12株又はこの誘導体を宿主とし、プラスミド又はバクテリオファージの核酸であって、接合等により宿主以外の細菌に伝達されないものをベクターとするもの（次項(1)のEK2に該当するものを除く。）
	(2)　SC1	*Saccharomyces cerevisiae*又はこれと交雑可能な分類学上の種に属する酵母を宿主とし、これらの誘導体をベクターとするもの（次項(2)のSC2に該当するものを除く。）
	(3)　BS1	*Bacillus subtilis* Marburg168株、この誘導体又は*B. licheniformis*全株のうち、アミノ酸若しくは核酸塩基に対する複数の栄養要求性突然変異を有する株又は胞子を形成しない株を宿主とし、これらの宿主のプラスミド（接合による伝達性のないものに限る。）又はバクテリオファージの核酸をベクターとするもの（次項(3)のBS2に該当するものを除く。）
	(4)　*Thermus*属細菌	*Thermus*属細菌（*T. thermophilus*、*T. aquaticus*、*T. flavus*、*T. caldophilus*及び*T. ruber*に限る。）を宿主とし、これらの宿主のプラスミド又はこの誘導体をベクターとするもの
	(5)　*Rhizobium*属細菌	*Rhizobium*属細菌（*R. radiobacter*（別名*Agrobacterium tumefaciens*）及び*R. rhizogenes*（別名*Agrobacterium rhizogenes*）に限る。）を宿主とし、RK2系のプラスミドをベクターとするもの
	(6)　*Pseudomonas putida*	*Pseudomonas putida* KT2440株を宿主とし、pKT262、pKT263又はpKT264をベクターとするもの